

価格転嫁の実効性確保に向けた働き掛け業務委託に係る企画提案競技の御質問に対する回答

質問項目	質問内容	回答
仕様書P2 5業務内容の企業訪問について	企業からの要望があった場合、オンライン対応も可能か。	時勢上、オンラインでの面会を希望される企業があることは想定されます。したがって、企業の希望によりオンラインにて働き掛けを行った場合も、報告書で訪問時と同等に働き掛けができていると確認できれば、訪問件数として認める予定です。
仕様書P4 8(5)「パートナーシップ構築宣言」新規登録企業一覧の宣言企業のカウントについて	令和5年3月30日時点でポータルサイトに登録されている企業と記載があるが、例えば、30日時点で登録申請しているがサイトに掲載されていない企業は対象外になるか。	原則として対象外となります。 なお、ポータルサイトにおけるシステム上の問題等により登録したにも関わらず掲載が遅延している場合については、受託者が登録申請していることを書面で明らかにした企業は対象件数に含めることとします。
仕様書P4 9 及び様式7の、加算の考え方について	仮に最低条件をクリアできない場合は委託料の50%となり、最低条件をクリアした後加算の対象になるのは、訪問でいうと301社以降の社数に依りて、となるのか。	実績の指標①②③の3点のうち最低支払条件を設けている指標は①②の2点のみであり、各項目の加算分にのみ影響します。 例えば、①の最低支払条件の300社への訪問が未達成で、②の35社への訪問が達成できていた場合は、①に割り当てられた加算額が0円となりますが、②③の加算額は達成した分だけ支払われます。 また、仮に、加算分が委託料の50%となった場合において、①②の最低支払条件が未達成で、且つ③の実績が1件もなかった場合は、加算分が0円となるため支払額は委託料の50%となります。
	様式7において、例えば①未宣言企業訪問の割合を10とした場合、訪問600社を達成すれば加算分の委託料50%分（最大）が支払われるという考え方になるのか。	加算の対象となる件数について、①では300社を達成していれば、訪問社数が加算の対象となります。 (300社訪問していれば、300社が加算の対象となります。) 確かにそうなりますが、県としては実績の指標としている3点が達成されてこそ本事業の目的である実効性が確保できるものと考えているため、その点についても御配慮いただければと思います。 なお、実際の契約に当たっては、提案いただいた割合をそのまま採用するのではなく、再度県と受託者で協議の上、割合を決定します。